

平成 29 年 第 10 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 10 月 25 日 (水) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆		8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

7 番推進委員 玉城 信榮

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

3 番農業委員 仲西 栄二 4 番農業委員 下地 功祐

【議事日程】

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 50 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 51 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 52 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 53 号 | 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について |
| 日程第 5 | 議案第 54 号 | 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について |
| 日程第 6 | 議案第 55 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案(変更)に係る意見について |

平成 29 年 第 10 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 29 年第 10 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、7 番推進委員玉城信榮が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 10 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 3 番農業委員仲西栄二委員、4 番農業委員下地功祐委員です。次回調査委員が 3 番農業委員仲西栄二委員、4 番農業委員下地功祐委員、2 番推進委員金城正弘委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 50 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (9 件) 日程第 2 議案第 51 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件) 日程第 3 議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (4 件) 日程第 4 議案第 53 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (12 件) 日程第 5 議案第 54 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利計画について (7 件) 日程第 6 議案第 55 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案(変更)に係る意見について (1 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 50 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 9 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は阿波根と喜屋武の 2 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。2 番は大里の 1 筆で、真正な登記名義の回復にともなう所有権移転であ

	ります。3 番は大里の 2 筆で、売買による所有権移転であります。4 番は福地の 1 筆で、売買による所有権移転であります。5 番は大度の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は摩文仁の 1 筆で、交換による所有権の移転であります。7 番は摩文仁の 2 筆で、交換による所有権移転であります。8 番は摩文仁の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。9 番は大里の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 50 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 51 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は喜屋武の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 4 条の報告を致します。6 ページをお開き下さい。 申請地は、宅地及び段差に囲まれた第 3 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。

会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 51 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 9 ページをお開き下さい。1 番は真壁の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。進入道路への転用で、売買による所有権移転であります。2 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は北波平の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。4 番は北波平の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。駐車場への転用で、賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 5 条の報告を致します。10 ページをお開き下さい。 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている第 3 種農地であります。そのため、進入道路への転用は問題ないものと判断しました。次に 12 ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 14 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当す

	るため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 16 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし不許可の例外の「施設拡張」に該当するため、駐車場への転用は問題ないものと判断しました。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 52 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 53 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 12 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、18 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 53 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 54 号農業経営基盤強化促進事業に伴う

事務局	農用地利用計画について 7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。 では、37 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 29-50 は座波の 1 筆で、8 年の使用貸借権の設定であります。いんげんの就農開始であります。29-51 は山城の 1 筆で、4 年間の賃借権の設定であります。ピーマンの就農開始であります。29-52 は米須の 2 筆で 8 年間の使用貸借権の設定であります。ゴーヤーの就農開始であります。29-53 は米須の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。野菜の就農開始であります。次に 39 ページをお開き下さい。29-54 は新垣の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。きゅうりの就農開始であります。29-55 は米須の 2 筆で、3 年間の賃借権の設定であります。レタスの就農開始であります。29-56 は阿波根の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。トマトの規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 54 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 55 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案(変更)に係る意見について 1 件を議題と

	します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、41 ページをお開き下さい。 29-2 は摩文仁の 3 筆で、権利設定者の変更であります。5 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 55 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 3 番農業委員 仲西 栄二 4 番農業委員 下地 功祐

--	--

